

【大学・専攻等名】

名古屋大学・大学院法学研究科・総合法政専攻

【事業名】

国際的発信のできるアジア諸国法研究者・アジア法整備支援研究者の育成プログラム

【事業概要】

本事業は、将来のアジア諸国法研究・アジア法整備支援研究を担い、国際的に発信することのできる若手研究者の育成を目指す。アジア諸国法研究・アジア法整備支援研究の方法論上の難点は、法学の学問的基礎を学んだ上で、アジア諸国および旧宗主国の言語の高度な運用能力が必要となることである。そのためには、現地への留学やフィールドワークの実施など、長期間にわたる人材育成が必要であり、そのような体系的・専門的な教育を行う研究・教育機関の存在が不可欠である。

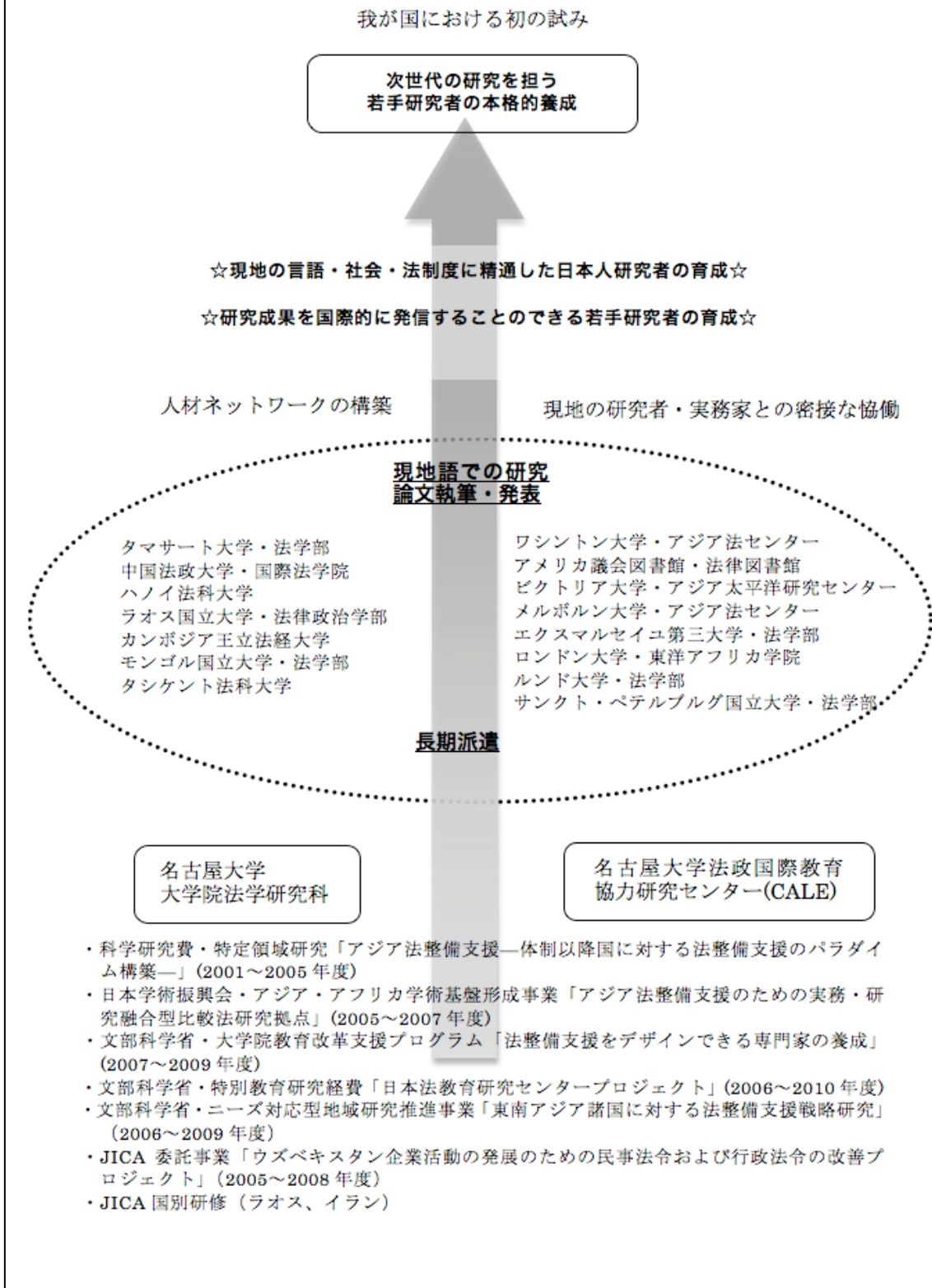
そこで、本事業では、アジア諸国の言語・社会・法制度に精通し、その研究成果を国際的に発信することのできる若手研究者を育成するために、本学の学術交流協定校を中心に世界的なアジア諸国法研究・アジア法整備支援研究の拠点に長期間派遣し、研究する機会を与えるものである。具体的には、博士前期課程・博士後期課程の大学院生にはアジア諸国での語学訓練およびフィールドワークの機会を与え、アジア諸国でのフィールドワーク経験を持つ博士後期課程の大学院生・ポスドクの若手研究者には、欧米の研究・教育機関での理論的研究の機会を与える。これによって、国際的に研究成果を発信し、当該研究を牽引していく日本発の若手研究者を育成することが期待できる。

本事業の特色は、若手研究者にアジア諸国・欧米諸国の研究機関で長期間にわたる滞在・研究の機会を与えることにより、アジア諸国のみならず欧米諸国をも含めた若手研究者の世界的なネットワークを構築し、次世代の研究交流を活性化させようとするところにある。また、本事業で協力を求める海外パートナー機関は、いずれもアジア諸国法研究およびアジア法整備支援研究の分野では、教育研究活動や学術の国際協力において卓越した実績と豊富な経験を持っている。したがって、本事業を実施することにより、若手研究者の学術交流がさらに促進されるとともに、研究・教育機関相互の長期にわたる連携が強化され、それをもとにした深い学術交流活動が展開されることが期待される。

【海外パートナー機関の名前・専攻等名及び所在地】

ワシントン大学アジア法センター（アメリカ・シアトル）
アメリカ議会図書館法律図書館（アメリカ・ワシントンDC）
ビクトリア大学アジア太平洋研究センター（カナダ・ビクトリア）
メルボルン大学アジア法センター（オーストラリア・メルボルン）
エクスマルセイユ第三大学法学部（フランス・マルセイユ）
ロンドン大学東洋アフリカ学院（イギリス・ロンドン）
ルンド大学法学部（スウェーデン・ルンド）
サンクト・ペテルブルグ国立大学法学部（ロシア・サンクトペテルブルグ）
タマサート大学法学部（タイ・バンコク）
中国政法大学国際法学院（中国・北京）
ハノイ法科大学（ベトナム・ハノイ）
ラオス国立大学法律・政治学部（ラオス・ビエンチャン）
カンボジア王立法経大学（カンボジア・プノンペン）
モンゴル国立大学法学部（モンゴル・ウランバートル）
タシケント法科大学（ウズベキスタン・タシケント）

【事業の概念図】



【本事業に関する問い合わせ先】

名古屋大学法政国際教育協力研究センター
担当：牧野・助手
住所：〒464-8601 名古屋市千種区不老町
電話：052-789-4263 FAX：052-789-4902
e-mail：cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp